

福岡県保育士等キャリアアップ研修修了証再発行要領

第1（目的）

この要領は、福岡県保育士等キャリアアップ研修の修了者に対して、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく修了証の再発行に必要な事項を定める。

第2（修了証の再交付）

- 1 氏名の変更や修了証の紛失、汚損等の理由により、修了証の再発行を求める者は、別紙様式1号により、当該研修を受講した県及び県の指定を受けた研修実施機関（以下、「指定機関」と言う。）に再交付の申請を行うものとする。ただし、指定機関が現に存在しない場合は、県に再交付の申請を行うものとする。
- 2 1により申請を受けた県又は指定機関は、別紙様式2号により修了証の再発行を行うものとする。

第3（修了証の返還）

氏名の変更・汚損の理由により修了証の再交付を受ける者は、再交付申請時に修了証を返還するものとする。また、修了証の紛失により再交付を受けた者は、再交付を受けたのちに、当初に交付した修了証が見つかった場合、当初に交付した修了証を遅滞なく県又は指定機関に返還するものとする。

第4（指定機関の報告）

指定機関は、「福岡県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定等要綱」に基づき、修了証の再交付後速やかに知事に報告を行うこと。

附則

この要領は、令和3年6月28日から施行する。